

報告事項1（意見聴取）

令和5年9月定例府議会提出予定の議案について

令和5年9月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき条例案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和5年8月28日

○条例案

- 1 大阪府立学校条例の一部を改正する条例

<参考>

○今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 9月14日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 9月20日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 9月21日 | 9月定例府議会本会議開会 |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府立学校条例の一部を改正する条例	「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」に基づき、大阪府立出来島支援学校を設置する。 施行日：令和6年1月1日

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第四条関係）		別表第三（第四条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立東淀川支 援学校	(略)	大阪府立東淀川支 援学校	(略)
大阪府立出来島支 援学校	大阪市西淀川区出 来島三丁目		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和六年一月一日から施行する。